令和元年度 第１回羽幌町社会教育委員会議並びに羽幌町公民館運営審議会委員会議
（開催案内）

第１回羽幌町社会教育委員会議並びに羽幌町公民館運営審議会委員会議を、下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

１．日　　時　　令和元年５月２４日（金曜日）午後６時３０分～

２．場　　所　　羽幌町立中央公民館：３階　会議室

３．議　　題　　(1)　委嘱状の交付
(2)　平成３０年度社会教育施設等利用状況について
(3)　平成３１年度社会教育事業計画書について
(4)　改元に伴う関係規則の整備に関する規則について
(5)　羽幌町立公民館条例の一部を改正する条例について
(6)　消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について
(7)　その他

４．傍聴手続等　　(1)　会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻の 30 分前から 10 分前までに会議会場で受付して下さい。
なお、定員は先着 10 名で、定員になり次第受付を終了します。
(2)　傍聴にあたっては、次の留意事項を厳守して下さい。これら
を守られない場合には、傍聴をお断りすることがあります。
・定められた傍聴席に着席し、みだりに自席を離れないこと。
・会議開催中は静粛に膨張し、発言、拍手その他の方法により言論に対し意見を表明しないこと。
・会場内において、カメラ、ビデオ及び録音機器類を携帯しないこと。
・会場に、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと。
・その他会場の秩序を乱し、または会議の支障となる行為をしないこと。

５．問い合せ先　　羽幌町立中央公民館内
社会教育課：社会教育係
（℡ 0164-62-1178 番　fax 0164-62-1372 番）
（Ｅ－Mail　shakai@town.haboro.lg.jp）

羽幌町社会教育委員会議及び羽幌町公民館運営審議会傍聴要領

１．傍聴手続

⑴　会議の傍聴を希望される方は、会議開始予定時刻３０分前から開会１０分前までに、会場受付で住所及び氏名を記入し、事務局の指示を受けて会場に入場して下さい。

⑵　傍聴の受付は、先着１０名で、定員になり次第、受付を終了致します。

２．傍聴者の遵守事項

⑴　会議開催中は、静粛に傍聴し、発言、拍手その他の方法により、言論に対し意見を表明しないこと。

⑵　定められた傍聴席に着席し、みだりに自席を離れないこと。

⑶　会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。

⑷　会場において、飲食又は喫煙はできません。

⑸　会場に、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと。

⑹　その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

３．会議の秩序の維持

⑴　傍聴者が会議を傍聴する場合は、付属機関等の長又は事務局の指示に従って下さい。

⑵　上記２に掲げる「傍聴者の遵守事項」に違反したときは、これを注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。